

磐 監 第 5 7 号

令和 7 年 7 月 22 日

磐田市議会議長 鈴 木 喜 文 様

磐田市監査委員 中 野 純

同 鈴 木 博 雄

同 芥 川 栄 人

定期監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

(第2回)

磐 田 市 監 査 委 員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対 象					監 査 日
部 課 名			期 間		
総 務 部	総 務 課		令和 6 年 4 月 から 令和 7 年 3 月 まで	令和 7 年 6 月 3 日	
	職 員 課				
	福 田 支 所				
	竜 洋 支 所				
	豊 田 支 所				
	豊 岡 支 所				
市 民 課			令和 7 年 7 月 2 日		
契 約 検 査 課					
消 防 本 部					
議 会 事 務 局					

2. 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【総務部 総務課】

指摘事項

磐田市文書管理システム更新業務のプロポーザルにおいて、提案書等の提出期限の変更手続き等に不備が見受けられた。また、選定委員会の所掌業務の一部を事務局が行うなど、選定委員会設置要領の規定と異なる取扱いをしていた。プロポーザル実施にあたっては、規程に則り適正な事務執行をされたい。

所見（要望事項）

事務執行において、決裁文書に根拠書類を添付していない、契約関係書類に不足があるなどの不適切な取り扱いがあった。総務課は「文書に関する事項」の所管課であり、他課を指導する立場に加え「事務ミス・事故解消プロジェクト」の事務局であることから、自課の事務について、より適正な執行の推進に取り組まれない。

【総務部 職員課】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【総務部 福田支所】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【総務部 竜洋支所】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【総務部 豊田支所】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【総務部 豊岡支所】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

豊岡支所新設に伴う支所内ネットワーク等移設業務において、新設機器の設置及び設定業務が主な内容であるにもかかわらず手数料契約としていた。今後は、業務内容を踏まえ、適切な契約方法を検討されたい。

【総務部 市民課】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【総務部 契約検査課】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【消防本部】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし

【議会事務局】

指摘事項

なし

所見（要望事項）

なし